

世界知的所有権機関拠出金

特許庁総務部 国際協力課

令和5年度予算額

8.1 億円 (6.8 億円)

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
事業目的 開発途上国・地域の持続的な経済発展ならびに我が国企業等の当該地域での円滑な経済活動を支援するため、世界知的所有権機関（WIPO）に拠出金を提供することを通じて当該地域における産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）制度の整備をはじめ、産業財産行政の向上を目的としています。 事業概要 知的財産権を所管する国連の専門機関であるWIPOの要請により、1987年度より、日本政府からWIPOへ毎年、任意拠出金を支出しています。当該拠出金を基に、WIPOは、特許庁（JPO）との協議の上、WIPOジャパンファンド事業を策定し、JPOの協力の下、開発途上国・地域における産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の制度整備、産業財産行政サービスの向上、産業財産意識の普及啓発等を目的とした途上国協力事業を実施しています。	国 → 拠出金 → 世界知的所有権機関 (WIPO)
	成果目標 途上国・地域における知財法令の整備、審査能力の向上、業務効率化等により、国際登録出願手続に関する条約へ加盟した支援対象国数の前年度比3ヶ国増を目指します。